

# 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 契約書別紙兼（重要事項説明書）

## 1. 事業内容について

- 白川病院訪問リハビリテーション事業所は、当該事業所の医師の指示・指導の下、機能維持回や自立支援、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的に次の訪問リハビリテーション事業を実施します。
- 次のサービスを実施します。
  - 身体の機能的リハビリテーション
  - 生活機能の維持・向上
  - 日常生活動作訓練および福祉器具の利用、住宅改修などの環境整備へのアドバイス
  - 利用者やその家族等へのリハビリ教育や地域との連携・調整
- 申し込み方法  
かかりつけの医師・事業所の専任医師・担当ケアマネジャー・白川病院リハビリ科・市町村保健福祉窓口にご相談下さい。

## 2. 当事業所の職員体制

業務内容	氏名	主な専門分野
管理者	野尻 眞	医師 白川病院理事長兼務
常勤	渡邊 ゆう子	理学療法士 白川病院兼務

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	月から金曜日 *祝日も実施あり
営業時間	8時30分から17時30分
休業日	年末年始(12月29日から1月3日)
緊急連絡・対応	① 事業所職員が急な病欠、その他事由により欠席するような場合には可能な限り、代行や他の曜日に振り返るよう努めます。 ② 営業日営業時間外・休日の電話は白川病院へ転送されます。 24時間対応いたします。

## 4. 事業地域について

通常の事業地域は加茂郡白川町です。その他の地域の方でご利用になりたい方は、ご相談ください。

## 5. 利用料金について

訪問リハビリテーションの利用料金は原則として保険対象総額の1割又は2割又は3割が自己負担額となります。保険料金の未払いなど特殊な事情の時は厚生大臣の定める負担基準となります。

支払いは利用分をまとめて翌月25日(祝休日の場合は直前の平日)に利用者が指定する郵便局の口座より引き落としします。(別途、引き落とし手数料10円負担あり)  
郵便局以外としては、現金支払いも可能です。

## 1) 介護保険（要介護対象）

	内容	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
基本料金	20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	3,080円	308円	616円	924円
	事業所の医師がやむを得ずリハビリテーション作成に係る診療を行わない場合	-500円	-50円	-100円	-150円
加算	短期集中リハビリテーション加算 退院又は退所、新たに要介護認定効力発生日から3月以内（1日当たり）	2,000円	200円	400円	600円
	退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円	6円	12円	18円
	特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数に15%加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割

## 2) 介護保険（要支援対象）

	内容	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
基本料金	20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定	2,980円	298円	596円	894円
	事業所の医師がやむを得ずリハビリテーション作成に係る診療を行わない場合	-500円	-50円	-100円	-150円
	利用日から12ヶ月を超過して利用する場合	-50円	-5円	-10円	-15円
加算	短期集中リハビリテーション加算 退院又は退所、新たに要介護認定効力発生日から3月以内（1日当たり）	2,000円	200円	400円	600円
	退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円	6円	12円	18円
	特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数に15%加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割

①退院時共同指導加算：病院又は入院中の者が退院するにあたり、リハビリ事業所の医師、または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行ったあと、初回の通所リハビリを行った場合

②口腔連携強化加算：利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげるため歯科医療機関・介護支援専門員へ情報提供した場合

## <共通事項>

- ① 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、3ヶ月に1回以上、事業所の医師が利用者を診療し、リハビリテーション計画を立て、それに基づきリハビリテーションの指示を出す必要があります。事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診療を行わなかった場合には、例外として下記の要件とし、訪問リハビリテーションを提供できることとする。
  - (1) 利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。
  - (2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。
  - (3) 該当情報の提供を受けた指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師が、該当情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。なお、3ヶ月毎に医師の診療を受けて頂き、情報提供をして頂かなくてはならないため、上記の訪問リハビリテーション費とは別途に各医療機関での診察料及び情報提供料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ① 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院(退所)日又は介護認定の効力発生日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ② サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ③ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外見、一体的な建築物及び同一敷地内な並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います、

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物をいいます。
- ④ 通常の事業地域の白川町は厚生労働大臣が定める地域に該当するため特別地域訪問リハビリテーション加算として所定単位数の15%算定します。通常事業所地域以外の利用者につきましては、お住まいの地域が該当する場合には算定します。
- ⑤ 通常事業地域以外の利用者の方には「中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価」として所定単位数の5%を算定します。

## 3) キャンセル料について

キャンセルの連絡なく訪問した場合はキャンセル料が発生する場合があります。利用予定の50%相当をキャンセル料とし請求させていただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

## 6. サービスの提供にあたって

- 1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当事業所の医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及び

その評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

- 3) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 7. サービス提供の記録

- 1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、提供の日から5年間保存します。
- 2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 8. 苦情対応について

- ①訪問リハビリテーションに関する、苦情・不明な点等がありましたら、率直にお申し出下さい。
- ②担当は、三浦 康宏（苦情相談担当）です。
- ③連絡先は 白川病院（0574-72-2222）です。
- ④病院内、白川在宅ケアセンター入り口に投書箱を設置しております。ご利用下さい。

## 9. 急変時の対応

下記連絡先までご連絡ください。速やかに必要な対応をいたします。

## 10. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な対応をいたします。

### 11. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

訪問リハビリテーション職員には、守秘義務が法律で定められております。ご安心下さい。

### 12. 個人情報の保護について

個人情報取り扱い規定に基づき対応しております。

### 13. 訪問リハビリテーション利用解約に関して

利用の解約は、事前にお申し出下さい。双方協議し決定します。

ご相談・連絡先

白川病院 訪問リハビリテーション

〒 509-1106 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 5770

☎ 0574-75-2388 (代) Fax 0574-75-2288

担当者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け、  
この内容を同意し、これを受領いたします。

令和 年 月 日 利用者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_